

利用料金に関する払い戻し規程

西知多医療厚生組合健康増進施設の設置及び管理に関する条例に基づき、既納の施設利用料金は、還付しません。ただし指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付します。

- ・施設の管理上、特に必要があり指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- ・災害やその他利用者の責めに帰すことができない理由で、利用不能となったとき。
- ・払い戻しの限度額は、当該利用者が実際に支払った金額を限度とし、その他、購入に要した交通費や通信費等に係る費用については払い戻ししません。
- ・払い戻しの際は原券をご返却いただきます。原券を遺失したり汚損が甚だしく判別がしがたい場合は払い戻しができない場合があります。
- ・11枚綴り回数券を払い戻す場合はサービス券1枚分を除き、当該11枚綴り回数券料金を残った原券の枚数で除した金額を払い戻しします。